《様式２－１》　　　随時監査（工事監査）に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	令和7年 8月 28日	整理番号	0612 - 0614
1　監査種別		随時監査(工事監査)　(令和6年度)	
2　監査実施日		令和 6年 12月 19日及び令和 7年 1月 16日	
3　監査結果報告日		令和 7年　2月 19日	
4　改善通知受理日		令和 7年　9月 22日	
5　監査対象団体・部局		都市政策部　施設マネジメント課 （監査時：資産マネジメント部　施設マネジメント課） 市民環境部　文化・観光・スポーツ課 総務部　契約検査課	

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

１　重要事項説明書について

Ａ　改善要望事項

設計工事監理業務受託者は、受託契約前に発注者に対し、管理建築士等をして、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第24条の7に基づく重要事項説明書を提出して説明させる必要があるが、同書には重要事項説明を受けた発注者の氏名、年月日が未記載で、契約前に行われたか確認できなかった点について指摘を受けている。

課に確認したところ、受託者からの重要事項説明は確かに受けており、重要事項説明書の提出も受けていた。しかし、書類には氏名や日付の記載がなく、重要事項説明が契約前に行われたものであるか確認ができなかった。氏名や日付の記載は、誰がいつ重要事項説明を受けたか証明するものであるので、必要書類には必ず記載されたい。

また、設計工事監理業務契約の当事者（発注者及び受注者）は、契約の締結に際して、法第22条の3の3に定める一定の事項〔再委託事項（再委託する業務、再委託事務所の名称及び所在地並びに開設者の氏名又は法人名称及び代表者氏名）が記載されたものを含む〕を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付する義務があるが、当該書面は確認できなかった。併せて、受託者は、法第24条の8に定める一定の事項を記載した書面を発注者に交付する義務があるが、当該書面の交付は確認できなかった（ただし、前述の法第22条の3の3に定める書面を相互に交付した場合は、こうした義務はない。）点について指摘を受けている。

課に確認したところ、このような書面を徴取すべきとの認識が不足していたとのことであった。今後はマニュアル等に追記して必要書類を明確にするとともに、事業担当課、工事担当課、契約担当課で連携して、適正に手続きを行われたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

設計又は工事監理受託契約の際に必要となる建築士法に基づく重要事項の説明等について、適正に手続きを行っています。また、工事担当課の建築業務書類チェックリストに追記し、必要書類を明確にするとともに、事業担当課、工事担当課、契約担当課で連携して、記載漏れがないようにしました。

《様式２－１》　　　　随時監査（工事監査）に伴う改善要望事項

２　委託監督員補助の配置の特記について

Ａ　改善要望事項

建築工事特記仕様書に委託監督員の補助の配置を特記しているが、施工時に配置された補助者の資格及びその業務内容は書類上で確認できなかったことについて、委託監督員補助の配置「・・・工事監理が行える工事監理経験豊富な電気・機械設備技術員を委託監督員の元に配置し、委託監督員等の補助を行うものとする。」という表現は判りにくいとの指摘を受けている。

委託監督員補助の役割について課に確認したところ、あくまで元請負業者（建築工事）が下請負業者（電気・機械設備工事）について、総括して工事管理するよう記載したもので、本来委託監督員が行うべき業務を代行して行うような役割ではないとのことであり、合規性に照らして、不適正な業務は見受けられなかった。

ただし、建築工事特記仕様書内において、委託監督員補助の役割に関する記載が不明瞭であることについては、どのような者がどのような役割を担うかが書面で明らかになるよう、記載内容について検討されたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

表現がわかりにくいとのご指摘を受けましたので、特記仕様書について、以下のとおり記載し、どのような役割を担うかが書面で明らかになるように修正しています。

技術者の配置

本工事における、電気・機械設備の各仕様書・施工要領・施工図等について、設計図書等による確認、判断をはじめとする工事監理が行える工事監理経験の豊富な電気・機械設備技術者を配置し、委託監督員と協議・調整するものとする。

《様式２－１》　　　随時監査（工事監査）に伴う改善要望事項

３　災害防止協議会の開催について

Ａ　改善要望事項

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条では協議組織の設置及び運営を規定し、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 635 条で災害防止協議会の開催を義務付けしているが、本工事において災害防止協議会が開催されていないことについて指摘を受けている。

課に確認したところ、本工事においては施工者（受注者）が KY 活動（危険予知活動）として作業従事者全員による朝礼を毎日作業前に行い、また、元請負業者や職長による打合せ等を常時実施し、労働災害防止活動に務めているものの、災害防止協議会としての協議組織の設置及び会議の定期的な開催は行っていなかったとのことであった。なお、現在は災害防止協議会の開催が必要であることを課が指導のうえ、法令に基づいて労働災害防止活動が実施されていることを確認しているとのことである。

災害防止協議会は安全な工事の遂行において重要なものであるため、法により協議組織の設置及び会議の定期的な開催が義務づけられているものである。労働安全衛生対策については法令等を遵守し、確実に行われたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

災害防止協議会の開催を、委託監督員及び市監督員が施工者へ口頭指示を行い、工事期間中に法令に基づいて労働災害防止活動が実施されていることを確認しています。今後においても、災害防止協議会の重要性を認識し、法令等を遵守し、確実に行うように指導します。